

(ご参考：4/16) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 4/12 ワシントン州経済再開フェーズの更新

インズリー州知事は 12 日 (月)、ワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington Roadmap to Recovery](#)") について、各郡の評価結果を発表し、フェーズ移行のための指標・判断基準を満たしていない 3 郡 (コウリッツ郡、ピアース郡及びウィットマン郡) をフェーズ 3 からフェーズ 2 へと下げることを発表した。フェーズ移行は本日 16 日 (金) から開始される。

各フェーズで認められる活動等については、[当館 HP](#) もご参照ください。

次回のフェーズ移行評価は、5月3日 (月) とされている。

(2) 4/12 シアトル市 コロナ禍のテナントに対する家賃・公共料金の救済

シアトル市議会で、コロナ禍で苦しむ市内のテナントに対する家賃・公共料金の支払いを支援する約2,300万ドル規模の条例が可決されたことを受けて、ダーカン市長は12日、これを歓迎する旨の声明を[発表](#)。

今回、可決された条例により、公的助成を受けた物件及び低収入者及び有色人種向けの手頃な価格の住宅に入っているテナントに対して、家賃補助が提供される。

(3) 4/16 日本政府 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県へのまん延防止等重点措置の適用を決定

日本の加藤内閣官房長官は16日（日本時間）、新規感染者数の増加及び病院提供体制のひっ迫への懸念により、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県へのまん延防止等重点措置の適用を決定したことを発表。期間は20日から5月11日までとなる。

なお、大阪市、神戸市、仙台市等の3府県6市については、4月5日から5月5日まで、東京都は4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県は4月12日から5月5日までの適用が発表されていた。

2. ワクチン関連情報

(1) 4/12 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況：4月12日の時点で、州全体で4,299,351回以上のワクチンが投与されており、これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された5,058,860回分のワクチンの81.97%近くに相当する。なお、ワシントン州保健局による接種回数目標（平均45,000回/日）に対し、現在は過去1週間平均で62,306回/日と目標を達成している。

また、3日時点で、ワシントン州民の34.97%（約267万人）が1回目の接種を受け、23.06%（約176万人）が接種を完了している。

(2) 4/13 州保健局 ジョンソン・エンド・ジョンソン社のワクチン提供を停止

ワシントン州保健局は、FDA（食品医薬品局）及びCDC（米国疾病対策センター）の助言を受けて、州内でジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンの提供を停止することを発表した。同社のワクチンを接種後に深刻な血栓が発症したケースが6例報告されたことを受けて、FDAとCDCは、調査を終えるまで同社のワクチン接種を停止するよう求める共同声明を発表していた。今回の停止措置までに、州内では160,000回分のワクチンの提供がなされている。

州保健局は、同社のワクチンを接種してから3週間以内に深刻な頭痛、腹部・脚の痛みある

いは息切れを経験した場合、医療機関に連絡するように勧めている。

(3) 4/15 州内のワクチン接種対象者が16歳以上に拡大

4月15日から州内の全ての16歳以上の人がワクチン接種の対象となった。 ジョンソン・エンド・ジョンソン社のワクチン接種提供が停止となったことを受け、現在はファイザー社およびモデルナ社製のワクチンの2種類が利用可能となっている。

(4) (再掲) 4/7 シアトル市 ワクチン接種 事前予約の受付を開始

4月15日から州内の16歳以上の全ての者がワクチン接種の対象となることに先立ち、シアトル市は事前予約の受付をオンラインで開始した。対象は、ワクチン未接種の16歳以上で、キング郡内で居住あるいは勤務しており、市指定の4つのクリニックのいずれかで接種を希望する者とされている。指定クリニックは下記のとおり。

- Lumen Field Event Center, 330 South Royal Brougham Way, Seattle, 98134
- North Seattle College Community Vaccination Hub, 9600 College Way North, Seattle, 98103
- Rainier Beach Community Vaccination Hub, 8702 Seward Park Avenue South, Seattle, 98118
- West Seattle Community Vaccination Hub, 2801 S.W. Thistle Street, Seattle, 98126

登録手続きを済ませると、順次予約の案内がメールで送られるようになっている。 なお、日本語には対応していない。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

なお、接種対象者数約600万人に対して、ワクチン接種を完了しているのは僅かに130万人となっており、ワクチン供給が需要に必ずしも追いついておらず、15日に接種対象が拡大されても、予約に数週間を要する可能性があるとも[報じられている](#)。

(5) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19用のワクチン接種について

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含むCOVID-19の情報を日本語で[提供](#)していますのでご覧ください (最終更新日：3月17日)。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

3. (再周知) 日本の水際対策について

以前よりこのニュースレターでもお伝えしている日本入国時の検査証明について、厚生労働省によると、今後、検疫における確認が一層厳格化されることとされています（これまでの有効な検体採取方法及び検査方法等に変更はありません。）。引き続き、日本への入国時の検疫では、検査証明の有効性の確認作業に長時間を要したり混乱が生じたりすることもあり、日本へ渡航する予定のある方は、[厚生労働省 HP](#) や [当館 HP](#)（随時アップデートしています）も参照いただき、検査を予定している検査・医療機関の検体採取方法や検査方法が要件に適合していること等を今一度ご確認ください。

4. その他参考情報（ジェトロビジネス短信）

『バイデン米政権、2022年度予算案のうち裁量的経費1兆5,224億ドルを議会に提出』 4/12
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/857d5b42d8f32510.html>

『米FDAとCDC、J&J製ワクチン使用の一時停止を勧告』 4/14
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/481e5571e0b58341.html>

『米西海岸4州、J&J製の新型コロナワクチン投与の一時停止発表』 4/15
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/d0492b92c3aeaa08.html>

『バイデン米大統領に新型コロナ対策で高評価、米大学の世論調査』 4/15
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/d5196c8c5dca3fab.html>

4. イベント情報

○（再掲）4/20-21 ライトハウス オンライン終活フェア

ライトハウスが4/20及び4/21に、日本でのセカンドライフを考えるアメリカ在住者向けに、帰国者を積極的に迎えるシニア向け施設や不動産、介護、相続のプロによる無料オンラインセミナーを開催。参加の申し込みは、リンクの[ウェブサイト](#)へ。

セミナーの概要は[こちら](#)（ライトハウス2021年4月号電子版へのリンク）。

引き続きよろしく願いいたします。

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107